

規 約

第1章 総則

第1条 本会は、青木よして(義照)後援会 と称し、事務所を 京都府に置く。

第2条 本会は、青木義照君の政治活動を支援し、ともに京都府の発展に寄与するとともに、住民生活の向上と会員相互の親睦を計ることを目的とする。

第3条 本会は、会員相互の親睦を深めるとともに目的達成のため、後援会、研究会などの開催、会報などの印刷物の発行、関係諸団体との連携、その他目標達成に必要な事業を行う。

第2章 会員・役員

第4条 本会の会員は、第2条の目的に賛同したのもをもって構成する。

第5条 本会に、会長1名を置く、副会長若干名を置く。

② 会長は、本会の最高責任者であって、本会を代表し、会務を総括する。

③ 万一、会長に事故があるときは、副会長がその職を代行する。

第6条 本会に、幹事を置く。

第7条 本会に、会計責任者及び会計責任者の職務代行者を置く。

第8条 本会に、監事を置く。

第9条 このほか、本会に、必要な役員会を置くことができる。

第3章 議決機関

第10条 役員会は、本会の議決機関とする。

② 役員会は会長が招集する。

③ 役員会は会長その他の役員をもって構成する。

④ 総会は、本会の最高議決機関とし、年1回開催する。

⑤ 臨時総会は、必要に応じて開催することができる。

第4章 役員の任期と選出方法

第11条 役員は、総会において選出する。

第12条 会長の任期は、2年とする。ただし、再任は妨げないものとする。

第13条 会長以外の役員の任期は、原則として1年とする。ただし、再任を妨げないものとする。

② 会長以外の役員が任期途中で欠けた場合、後任者の任期は、前任者の在任期間とする。

③ 会長を含めた役員の任期が、満了または終了した後でもそれぞれの手続を経て後任者が決定するまでは引き続きその職にあるものとする。

第5章 会計

第14条 本会の運営に必要な経費は、会費、寄附金等をもってこれに充てる。

第15条 会計責任者は、本会の経理につき年1回監事による監査を受けなければならない。

第16条 本会の予算案並びに決算は、役員会に提出し、その承認を受けなければならない。

第17条 本会の会計年度は、毎年1月1日に始まり、12月31日に終了する。

第6章 補則

第18条 本規約に定めない事項については、役員会で決定する。

附則 本規約は、平成30年12月17日から実施する。